

~どの故郷にも戦争に使う土砂は一粒もない~

辺野古 新基地建設に

石材や土砂を

持ち込ませない!

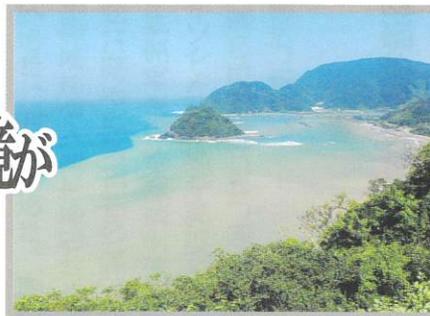


2021年7月世界自然遺産登録

奄美大島から

最大1,190万³m³
ダンプトラック
約250万台!

沖縄へ!?



問題点1

搬出地の奄美の生活・自然環境が破壊される!

奄美大島内には現在でも多くの採石場があり、特に奄美市住用(すみよう)町の戸玉(とだま)・市(いち)の集落では40年近く、土砂・石材搬出作業に伴う粉じん、騒音、振動や赤土流出による海の汚濁等の被害に悩まされています。2004年には採石場の山肌に亀裂が入り、周辺住民に3ヶ月間もの避難勧告が出たこともあります。今後、辺野古への土砂・石材等の調達や搬出が始まれば、搬出地の生活環境・自然環境は長年にわたって深刻に破壊されます。

戸玉住民に避難勧告

採石現場の亀裂拡大
山間公民館などに17世帯、36人 住用村

2015年7月、採石場から流出した赤土で汚染された海(左)、南海日日新聞2004年7月1日付

問題点2

特定外来生物が沖縄に持ち込まれる!

2016年、那覇空港の滑走路増設のための埋立て、奄美大島からの石材調達に際し、沖縄県の土砂条例が初めて適用されました。条例に基づき、県が現地に立入調査をしたところ、全ての採石場と搬出港で、ハイロゴケグモやオオキンケイギク等の特定外来生物が確認されました(県は石材に120秒間の高压洗浄等を指示)。土砂や石材に混入するであろう特定外来生物(海外から持ち込まれたもので、繁殖力が強い)を完全に取り除くことは不可能です。持ち込まれば沖縄の生態系の破壊につながります。

オオキンケイギクは「特定外来生物」です。

繁殖力が強く、在来種を駆逐してしまいます。

栽培や運搬、販売、野外に放つこと等が法律により原則禁止されており、違反すると個人の場合は最大で300万円の罰金、もしくは3年以下の懲役、法人の場合は...



腹面に赤色の斑紋



メス 腹面 ※毒をもつ

ゴケグモの被害について

環境省も啓発や駆除をすすめている(出典:環境省、九州地方環境事務所)

問題点3

防衛局は変更承認申請を行っていない!

昨年12月、国が代執行で承認した変更承認申請書では「石材は沖縄県内で確保できる」と記載されており、防衛局は県の質問に対しても「石材については、現時点で県外からの調達は考えていない」と回答していました。しかし最近になって「石材調達」を言い始めました。その場合防衛局は、土砂条例の手続き前に必要な変更について沖縄県知事の承認を得なければなりません、その申請を行っていません。



2017年2月防衛省への申入れでは、岩スリ(土砂)の洗浄は出来ないことを突き付けた



奄美大島から辺野古埋立のための石材・土砂を調達させないために

引き続き 沖縄島南部地区からの土砂調達等もストップさせよう

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会

連絡先: 090-3783-8332 (阿部)・090-8282-6077 (立田)

<http://stophenoko.html.xdomain.jp/>

署名用紙は、HPからダウンロードできます。